■久根口昭二

4

1 一はじめに

解してはいませんか。 意味を、行政や企業の「広報活動」や「メデ う言葉を日常使用していますが、その言葉の ィア対策」といったことと同義語のように理 私たちは、パブリックリレーションズとい

向のコミュニケーションを構築することを意 業や行政などの環境がより良く適応し、望ま 味しています。 しい関係づくりを行うことで、それぞれ双方 本来は、市民・消費者とそれを取り巻く企

パブリックリレーションズの本質があるので のが良いかという事が重要であり、そこに、 例えば、行政が何かの事業を行うにあたって ように説明するか話しかける(リレートする) 事業方針や考え方など主張する事を、市民 (パブリック)に分かってもらうには、どの これは、互いに関係しあうということで、

行政の考えを市民と対話を通して理解を求め ようとするところにあります。 それは、市民の立場をも念頭に置きながら、

を通して、窓口における市民からの苦情や問 今回は、区役所の税務事務(課税課土地係)

> にパブリックリレーションズが活かされてい 解決を図っているか、つまり税務窓口でいか るかについて述べたいと思います。 い合わせなどに職員はどのように対応し問題

2 市税のなかの固定資産税の位置

います。 屋・償却資産)のうち土地に対して課税して 課税課土地係では、固定資産(土地・家

と半数を超えており、極めて重要な財源とな ますが、 四 表―1の市税収入予算額でお分かりいただけ のような位置を占めているかといいますと っています。 <u>~</u> では、その固定資産税は市税収入の中でど 都市計画税と合わせると五一・五% 固定資産税は二千九百三十八億円で

3|苦情などの事例

応しているのか、主な事例を挙げてみますの るのか、また、その場合職員はどのように対 の苦情、トラブルなどがどのような場合に起 それでは、実際に区役所の窓口で市民から 税制度と市民感情との間にどのような違

①審査申出期間では

審査の申出ができる期間は、縦覧の初日か

21

何が課題なのかを考察してみます。 いがあるのか、その問題点はどこにあるのか

●─縦覧制度と審査申立制度

ア縦覧制度では

ものです。 所有者の権利を守る重要な役割をなしている います)ができる機会を保障する制度として、 会に不服の申出(これを「審査の申出」とい は、第三者機関である固定資産評価審査委員 てもらい、もし評価額など不服がある場合に 所有者に固定資産の評価額等その内容を知っ での間、固定資産税課税台帳を縦覧に供し 市町村長は、毎年三月の一日から二十日ま

あります。 範囲、(3) 縦覧できる関係者の範囲などが ができる期間、(2) 縦覧できる課税台帳の す。ここで問題となるのは、(1)縦覧者が 平な課税の実現を図るためのものでもありま 定資産の評価額等の内容を明らかにして、課 価格等の内容に不服がある場合に審査の申出 税誤り等を未然に防ぐとともに、適正かつ公 方、行政側には、縦覧制度を活用して固

表—1 平成11年度市税収入予算額			
: 億円〕			

出典:財政局「税の知識 平成11年度版」

1-はじめに

2―市税のなかの固定資産税の位置 3―苦情などの事例

4―おわりに

ていますが、実際縦覧期間中に何人の方が から四月二日)までの期間となっています。 ら縦覧終了後十日(平成十一年度は三月一日 度を利用していないというのが現状です。 か、表―2で示すように、大半の方が縦覧制 区役所の窓口に縦覧の目的で来られている こはま」や新聞紙上を通じて縦覧の案内をし 縦覧の時期になると事前に「広報よ

⑦ 納税通知書発送後の問合わせ

とになり、そこで、自分の所有する資産の評 知書を受け取って、課税内容や税額を知るこ 事項が確定した後の四月に所有者あて納税通 価内容に疑問をもてば、区役所に問い合わせ 知書を発送しますが、所有者は、その納税通 ることになります。 こうして、縦覧が終了し、課税台帳の登録

ようなものです その市民からの問い合わせの多くは、次の

(1) 税の具体的な内容に関するもの

額が変わらない。幹線道路沿いで騒音や振動 なり環境条件が悪化したにもかかわらず評価 が激しいが、それが評価に反映されているの ビルやマンションが建ち、日当たりが悪く

(2) 税制度上の内容に関するもの

定資産税は増額しているのはなぜかなど。 複雑で解りにくい。地価が下落していても固 もらえないか。税額計算するのに算出過程が 高齢者で年金収入だけなので税を減額して

(3) 一般的な不満

をもらったが税額も下がらず意味がない、税 けていない。地価下落に伴う価格修正通知書 都市計画税を収めているのにその恩恵を受

金の無駄遣いだなど。

いう形で現れます。 これらの問い合わせは異議、 不満、 疑問と

なります。 申出があっても、受理できないということに 期間を経過しているので、所有者から審査の 評価額等は確定されているので、審査の申出 しかし、この時点で制度的には、評価した

制度はあるものの、充分役割を果たしていな いと感じることになります。 従って、所有者側からすると、 審査の申出

① 関連部署との連携

られています。 として「市長への手紙」、相談事業として いては、法に基づく「不服申立」、広聴事業 「市民相談・区民相談」など各種制度が設け 本市への、税務に関する不服・苦情等につ

課題ではないでしょうか。 の解決に向けたシステムづくりがこれからの 令・制度の点検を行うとともに、積極的にそ に向け密接な連携を図り、市民の視点から法 関と税務に対して寄せられた苦情の問題解決 区役所は財政局と協力しあい、これらの機

かせることにもなります。 パブリックリレーションズの構築に大いに活 つが本市にとって貴重で有効な情報となり、 市民からの不満や苦情は、そのひとつひと

見直しが図られました。反対に、行政側は、 今まで以上に審査申出の件数が増えることが 市民側の立場からみれば、この改正は有益な 知書の交付を受けた日後三十日までとなり、 さて、平成十一年度の地方税法の一部改正 平成十二年度から審査申出期間が納税通

予想されます。

オ 縦覧のできる範囲

の所有者本人かその家族及び代理権を有する 定されています。縦覧できる者は、固定資産 というとそうではありません。その範囲は限 縦覧は誰でも、どの資産内容でもできるか

いという申請があります。 めに、隣人の土地部分についても縦覧をした ような差があるのか適正に評価されているの 所有する土地が、隣人の土地と比較してどの ごく限られていることから、所有者は自分の いて、他者の資産部分は縦覧できません。 所有者が所有する固定資産の範囲に限られて か関心を寄せて、隣人との比較を対比するた このように、縦覧にあたってはその範囲が また、課税台帳の縦覧できる範囲ですが、

できないことを説明しお断りしています。 務に反するという理由から、この場合縦覧は 税法、地方公務員法で定められている守秘義 の財産の秘密を他者に知らせることは、地方 しかし、これは行政側からすると、所有者

分 縦覧の心構え

ざまな問い合わせ、質問、苦情等を受ける事 になりますが、その対応を一歩違えてしまう 審査の申出となってしまう事にもなりかねな ることにもなり、ひいては評価について不服 と、固定資産評価そのものに不信をいだかせ ここで、縦覧に際しては、縦覧者からさま

いたいのかを正確に判断し、 らの話は誠意をもって聞き、その方が何を言 そのような事にならないように、縦覧者か 疑問となってい

代理人等に限られています。

平成11年度 固定資産税台帳の縦覧者数 表—2 [港南区]

	縦覧者数	縦覧件数
土地関係	489人	4,373筆
家屋関係	436人	1,245棟
償却資産	11人	11件
合計	936人	5,629件

もらいます。 の疑問を晴らし、 る事柄について、分りやすい説明によってそ 間違いのない事を理解して

とで、縦覧制度を活かし適正な課税を実現し 価内容の見直しを行うなど問題解決を図るこ 場合によっては、縦覧者の立場にたって評

❷─地価下落の問題点

⑦土地は資産価値として上がるもの

るものと考えられていました。 言われたように、資産価値として値上がりす 今まで土地に対する価値観が土地神話とも

からず影響を及ぼす結果となりました。 展し、ひいては、固定資産税の評価にも少な それが、地価高騰という社会現象までに発

り、所有者にとっては税の負担増につながり 土地の評価額が上がると、その分税額も上が 価の見直しを行なっていますが、評価替えで、 土地の評価は、三年に一度の評価替えで評

整措置」という制度を取り入れました。 方法として段階的に負担してもらう「負担調 この税負担の解消を図るために、負担軽減

いう、いわゆるバブルが弾け、地価価格の下 落が進んでいたのです。 それが、平成六年には、土地神話の崩壊と

① 地価下落との遭遇

地価下落という逆転現象が起ってしまいまし が、それが、地価の上昇がストップし、逆に 所有者には一定の負担軽減を図ったのです しても、税負担は「負担調整措置」によって、 バブル崩壊前は、地価が右肩上がりで上昇

いては減額とならず、逆に増額となっていま 資産の評価額も下降していますが、税額につ 現在でも地価下落が進んでいる中で、固定

問題点に直面しました。 |地価の下落| という状況下で、さまざまな 私たちは、土地税制度で初めて遭遇する

解することで、所有者に固定資産税の税制度 を正確につたえる必要があります。 価下落が与えている問題点や影響を正しく理 に強い関心を示しています。職員は、この地 所有者は、自分の所有する土地の資産価値

4 一 おわりに

-今後の職員に求められるもの

らしています。 価下落が税務職員かつ税務職場に変化をもた 固定資産評価制度上、今までになかった地

にならなくてはなりません。そのためにも、 ズに対して、職員が前向きに対処できるよう 今まで以上に職員に高い資質が求められま これからも、市民から求められているニー

は必要でありますが、それ以外にも、これか 民に理解してもらうために、従来からの堅実 必要となるのです。 らは柔軟性、先見性などを身につけることが 性、公平性それと適正性をもって実践する事 する固定資産税制度を充分熟知し、それを市 私たちも、ここ数年(平成六年以降)激変

❷─外国の状況は

国歳入庁(IRS)の「納税者としてのあな うな権利が保障されているのか、アメリカ内 たの権利」の一節を取り上げてみます。 ここで、諸外国の市民(納税者)にどのよ

のものであり、このうち、納税者と税務職員 の対応については次のとおり述べています。 り納税者に配布するもので、いかなる権利が (丁重かつ配慮ある対応) 納税者に保障されているかの周知を図るため これはさまざまな課税処分を行なうに当た

思いやりのない扱いを受けたと感じたときに は、その職員の上司に報告してください」 す」「IRSの職員から公正を欠いた無礼な く敬意を払った扱いを受ける権利がありま あなたは、常にIRSの職員から礼儀正し

(納税者の権利保護)

いても述べています。(注) せること。問題解決のための特別相談等につ いてその職員の上司と話し合ってください」 なっていないと感じたときは、その問題につ の権利について説明し、あなたの権利を保護 この面談日を納税者の都合にできる限り合わ することになっています。こうした対応を行 「IRSの職員は、常に納税者としての貴方 この他、個人面談による調査ができること

せて六百十三件となっています。 相談件数は、市民相談室と区役所十八区合わ 税務相談は、表―3のとおりで平成九年度の ちなみに、本市が行なっている相談事業で

表—3 平成9年度税務相談件数				
場所	件数			
市民相談室(市庁舎)	224件			
広報相談係(18区)	379件			

❸─市民に理解される税務 当区でも、先述したとおり市民との接遇に

(注)ぎょうせい「月刊税一九九八年十二月号」

を尊重し、タックス・ペイヤーとしての市民 示するまでに至っていません。 ように「丁重かつ配慮ある対応」を文書で明 際しては誠実な対応が行なわれていますが、 IRSの「納税者としてのあなたの権利」の しかし、職員はIRSの行なっている対応

に心掛けています。 に同じ意識のもとで「丁重かつ配慮ある対応」

あるいは評価のため現地に実地調査に行った ます。それは、窓口や電話での応対の仕方や、 ていますが、窓口以外にも大事なことがあり 窓口では、接遇の一般的な心構えで対応し

> 先での対応や姿勢によって、税務行政に理解 またその反対に、市民に不信感をもたれない よう、納税意欲を低下させる結果を招くこと と協力を得られ信頼を獲得することです。

のないようにしていかなければなりません。

〈港南区課税課土地係長〉